○伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年7月1日規則第142号

改正

平成17年12月6日規則第159号平成18年3月31日規則第21号平成19年2月6日規則第33号平成21年7月22日規則第33号平成22年3月25日規則第6号平成25年3月6日規則第19号平成26年2月26日規則第4号平成28年3月23日規則第26号平成30年3月22日規則第8号令和元年12月4日規則第14号令和3年3月30日規則第20号令和3年7月12日規則第39号

伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17年伊予市条例第197号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるも のとする。

(募集の告示等)

第2条 市長又は市教育委員会(以下「市長等」という。)は、条例第2条に規定する指 定管理者の公募について、告示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等必要な措置 を講じなければならない。

(申込資格)

- 第3条 条例第3条に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体は、法人その他の 団体であって次の各号のいずれにも該当しない者とする。
 - (1) 法律行為を行う能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場

合を含む。) の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規 定による指定の取り消しを受けたことがある者
- (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項 (申請書等)
- 第4条 条例第3条に規定する指定管理者の指定の申請は、次の各号に掲げる書類により 行うものとする。
 - (1) 申請書(様式第1号)
 - (2) 申込資格を有していることを証する書類
 - ア 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - イ 非法人にあっては、団体の代表者の身分証明書
 - ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
 - エ 申込資格に関する申告書(様式第2号)
 - オ 国税及び地方税の完納証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申告書(様式第2号)
 - (3) 管理を行う公の施設の事業計画書
 - (4) 管理における収支計画書
 - (5) 当該団体の経営状況等を説明する書類
 - ア 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成している もののみ)
 - ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及 び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ)
 - エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
 - オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
 - (6) 前各号に定めるもののほか、市長等が必要と認める書類

(選定委員会の設置)

- 第5条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、伊予市公の施設における指定管理 者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。
- 2 市長等は、条例第4条に規定する指定管理者の選定に当たっては、選定委員会の意見 を聴くものとする。

(選定委員会の組織)

- 第6条 選定委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 選定委員会の委員は、選定を行う案件ごとに、市職員のうちから市長が任命する。この場合において、市長は、必要と認めるときは、学識経験者等を委員に加えることができる。
- 3 選定を行う施設の指定管理者の指定を受けようとする団体の役員その他利害関係を有 する者は、委員となることができない。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(委員長等の職務)

- 第8条 委員長は、会務を総理し、委員会を招集し、その議長となる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第9条 選定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。 (検討及び報告)
- 第10条 選定委員会は、伊予市公の施設における指定管理者に応募したものについて、内容を検討し、市長等に報告するものとする。

(関係者の出席等)

第11条 委員長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を 聴くことができる。

(庶務)

第12条 選定委員会の庶務は、指定管理者の選定を行う公の施設の所管課において処理する。

(指定の通知)

第13条 条例第6条第2項に規定する指定管理者の指定の通知は、様式第3号によるもの

とする。

(指定の告示)

- 第14条 条例第6条第2項に規定する指定管理者の指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 管理を行う施設の名称及び所在地
 - (2) 指定管理者の名称及び所在地
 - (3) 指定管理者の指定の期間
 - (4) 指定管理者が行う管理業務の範囲
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

- 第15条 条例第10条第1項の規定により、指定管理者の指定取消を行ったときは、指定取 消通知書(様式第4号)により通知するものとする。
- 2 条例第10条第1項の規定による管理業務の停止命令は、業務停止命令書(様式第5号) によるものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月6日規則第159号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第21号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月6日規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月22日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月25日規則第6号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月6日規則第19号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月26日規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 処分その他の行為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた処分その他の行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月22日規則第8号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月4日規則第14号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年3月30日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当 分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和3年7月12日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

伊予市長 様

法人・団体名 法人・団体住所

代表者氏名 (\$

(署名又は記名押印)

伊予市公の施設指定管理者指定申請書

伊予市公の施設の指定管理者として次のとおり申請します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

施設の名称	
施設の所在地	
2 提出書類	
□ 法人の登	記事項証明書又は商業の登記事項証明書(法人の場合)
□ 団体の代	表者の身分証明書 (非法人の場合)
□ 定款、寄	付行為、規約その他これらに相当する書類
□ 申込資格	に関する申告書 (様式第2号)
□ 国税及び	地方税の完納証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申告
書(様式第	2号)
□ 管理を行	う公の施設の事業計画書
□ 管理にお	ける収支計画書
□ 前事業年	度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活
動をしてい	る団体であるとき。)
□ 現事業年	度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及
び新たに指	定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体であると
き。)	
□ 団体の事	業報告書を作成しているときは、当該報告書
□ 団体の役	員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当す
る書類(役	員名簿は、非法人である場合)
※ 提出する	書類に ν 点を記入すること。
3 担当者名及	び連絡先
	雷話番号 — —

年 月 日

伊予市長 様

法人·団体名 法人·団体住所

代表者氏名 (署名又は記名押印)

申 告 書

伊予市公の施設の指定管理者の指定申請につき、下記のとおり申告します。

記

- □ 次の事項のいずれにも該当しない。
 - □ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限させられている者
 - □ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第92条の2、同法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項 の規定に抵触することとなる者
- □ 国税及び地方税の納税義務がない。(理由)

※ 該当する項目に V点を記入すること。

様式第3号(第13条関係)													
							伊	()		号			
								年	月	日			
		様											
		1970											
						伊予市長	į.			印			
	伊予市公の施設指定管理者指定通知書												
±	地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり本市の公の施設の指定												
管理者に指定します。													
	記												
1 指定管理者として管理を行う施設の名称及び所在地													
施	設の名称												
施	施設の所在地												
2	管理を行わ	せる期	間										
		月		年	月	日まで							
3	管理業務の	範囲											
4	4 利用料金に関する事項												
5	その他												
	管理業務の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとする。												

様式第4号(第15条関係)

 伊()第
 号

 年 月 日

様

伊予市長

印

指定取消通知書

伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条第1項の規 定に基づき、下記の施設の指定を取り消すことを通知します。

記

- 施設名
- 2 取消年月日 年 月 日
- 3 取消の理由

※ この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌 日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。 様式第5号(第15条関係)

 伊()第
 号

 年 月 日

様

伊予市長

印

業務停止命令書

伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条第1項の規 定に基づき、下記のとおり業務の停止を命令します。

記

- 1 停止対象施設名
- 2 停止対象業務
- 3 停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 業務停止命令の理由
- 5 取消年月日 年 月 日
- 6 取消の理由

※ この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌 日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。